

「放課後デイサービスまごころレフト及びびライト」における

洪水時等の避難確保計画

特定非営利活動法人

一宮まごころ

—目次—

1. 計画の構成	1
2. 計画の目的	3
3. 計画の適用範囲	3
4. 防災体制	4
4.1 防災体制（洪水の場合）	4
4.2 防災体制（内水の場合）	8
5. 情報収集及び伝達	10
6. 避難誘導	12
7. 避難の確保を図るための施設の整備	15
8. 防災教育及び訓練の実施	16

1. 計画の構成

<目次>

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 洪水時の対応
 - 3.1. 防災体制
 - 3.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 3.4. 避難の確保を図るための施設の整備
4. 内水時の対応
 - 4.1. 防災体制
 - 4.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 4.4. 避難の確保を図るための施設の整備
5. 防災教育と訓練の実施

《解説及び留意事項》

- 水防法は、平成 27 年 5 月に一部改正され、洪水に係る浸水想定区域の前提を想定し得る最大規模の降雨に拡充するとともに、新たに想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域制度が設けられた。
- すでに洪水に対する避難確保を作成している施設についても、新たに内水・高潮に係る浸水想定区域が指定され、市町村の地域防災計画に位置付けられた場合は、洪水に加え、内水・高潮それぞれに対応した避難確保計画を作成するよう努めなければならない。
- なお、避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）に定められている。

《水防法施行規則》

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条

法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

2. 計画の目的

- この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、放課後デイサービスまごころレフト及びライト（以後**当施設**とする）の利用者の洪水時（内水時）の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者が、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、平成 25 年 6 月の水防法改正で、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務として課されることとなった。

3. 計画の適用範囲

- この計画は、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 当施設の利用者（通所者・その他来所者）や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。

4. 防災体制

4.1 防災体制（洪水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 洪水注意報発表 ▶ 木曽川（河田橋地点）氾濫注意情報発表 	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ▶ 洪水警報発表 ▶ 木曽川（河田橋地点）氾濫警戒情報発表 	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		デイサービス中止の掲示	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員	
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ▶ 木曽川（河田橋地点）氾濫危険情報発表 	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- ▶ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○ 活動内容

- ▶ 洪水予報や気象情報の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討する。
- ▶ 特に、複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、各河川からの氾濫ごとに順序を検討することが望ましい。

※ 全国の災害情報普及支援室の連絡先をはじめ、事業所等の自衛水防に役立つ情報については以下のWEBサイトから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
- ▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。

○ 体制確立の基準

- ▶ 体制の確立の基準は、河川からの氾濫水の到達時間※、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定する。
- ▶ 避難勧告が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。
- ▶ 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川からの氾濫水の到達時間※等を考慮して設定することが望ましい。

※ 氾濫水の到達時間等については、地点別浸水シミュレーション検索システム (<http://suiboumap.gsi.go.jp/>) を活用いただくか、最寄りの国土交通省河川関係事務所「災害情報普及支援室」又は洪水浸水想定区域を指定した都道府県に相談してください。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
- ▶ 夜間や休日など、当施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮すること。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

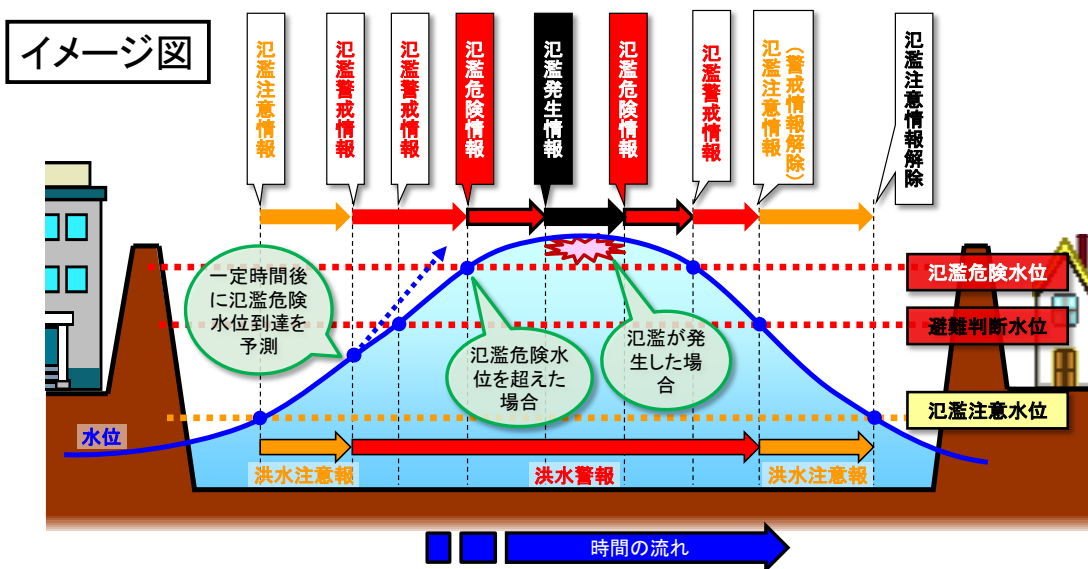
- 水位の情報は、以下のウェブサイトから入手することができる。

<http://www.river.go.jp/>

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていない。

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
木曽川氾濫注意情報	木曽川河田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
木曽川氾濫警戒情報	<p>[洪水予報]</p> 木曽川河田橋水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
木曽川氾濫危険情報	<p>[水位到達情報]</p> 木曽川河田橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	木曽川の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階



4.2 防災体制（内水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨又は台風に関する気象情報発表 安心防災メール ▶ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		デイサービス中止の掲示	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 市防災メールの情報確認	周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- ▶ 内水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○ 活動内容

- ▶ 下水道の水位情報や気象情報等の収集から避難誘導までの内水時における主な活動内容及びその順序について検討する。

※ 全国の災害情報普及支援室の連絡先をはじめ、事業所等の自衛水防に役立つ情報については以下のWEBサイトから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
- ▶ ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。

○ 体制確立の基準

- ▶ 体制の確立の基準は、内水氾濫危険情報が発表されてから当該医療施設等に浸水が始まるまでの時間※、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定する。
- ▶ 内水については、浸水が始まるまでの時間が短いことから、避難勧告等が発令され

ない場合を想定して体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。

※ 当該医療施設等に浸水が始まるまでの時間等については、地点別浸水シミュレーション検索システム (<http://suiboumap.gsi.go.jp/>) を活用いただくか、内水浸水想定区域を指定した都道府県または市町村に相談してください。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
- ▶ 夜間や休日など、当該医療施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、当該医療施設等の浸水が始まるまでの時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮すること。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/index.html

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
水防警報	[水位到達情報] 一宮市千秋地区の排水施設等の水位が氾濫危険水位に到達した場合。	避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	一宮市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
排水施設の稼働状況	一宮市からのファックス（一宮市と事前に調整）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロに基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、市町村から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 2 項に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供される。
- また、同条第 15 条の 3 第 1 項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を市町村に報告）に対しても、同条第 2 項に基づき市町村から洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供される。
- 内水に関する情報については、特に迅速な受信が必要であるため、事前に伝達方法等について市町村と調整を行っておく必要がある。また、排水ポンプ場が排水不能になった場合には浸水の可能性が高まることから、排水施設の稼働状況についても情報を受信できるよう、市町村と調整しておくことが望ましい。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要がある。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなどについても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要がある。

(2) 情報伝達

- 別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を当施設内関係者間で共有する。
- 利用者を避難させる可能性がある場合には、別紙「利用者家族緊急連絡網」に基づき、利用者の家族に対し、「赤見小学校（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- デイサービスを中止する場合には、すみやかにデイサービス中止の掲示を行い、当日利用者にデイサービスを中止する旨を連絡する。
- 利用者を避難させる場合には、一宮市危機管理課（連絡先）に「これより赤見小学校体育館（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- 利用者を避難させる場合には、別紙「利用者家族緊急連絡網」に基づき、利用者家族に対し、「赤見小学校（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 避難の完了後、一宮市危機管理課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難完了後、別紙「利用者家族緊急連絡網」に基づき、利用者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 関係市町村への連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調

整しておく必要がある。

- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱を来さないようにすることが重要である。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良い。

6. 避難誘導

(1) 避難場所

- 洪水時（内水時）における避難場所は、赤見小学校体育館とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設2階（ライト）へ避難するものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、自力避難が可能な利用者の避難や、上層階への一時避難者の二次避難等を考慮し、原則として、洪水ハザードマップ等に記載されている最寄りの避難場所を記載するものとする。
- 万が一避難が遅れた者や避難場所までの避難が困難な者が発生した場合を想定して、洪水ハザードマップ等の浸水深等を参考に、計画の対象施設又は近隣の施設の上層階を一時避難場所として設定しておくことが望ましい。
- ただし、上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、支援記録のバックアップ、最低限必要な照明など留意が必要である。
- 避難場所は浸水が想定されない場所に設定しなければならない。

(2) 避難経路

- 洪水時（内水時）における避難場所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりである。

《解説及び留意事項》

- 洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。
- 避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましい。
- 洪水ハザードマップ等は、市町村から住民等に配布、市町村ウェブサイトに掲載される他、以下のポータルサイトからも閲覧することができる。
<http://disapotal.gsi.go.jp/>
- 市町村によっては、洪水ハザードマップ等を基に、自治会ごとに地域版ハザードマップを作成する取組を行っている地域もある。

(3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（赤見小学校体育館）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
- 車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。車両使用を検討する場合は、市町村に対し車両避難のルールの有無を確認する。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。
- 当該施設が地域の避難場所に指定されている場合には、避難誘導、避難支援、備蓄品の管理等の役割分担について市町村、近隣の自治会等とあらかじめ協議し、協定等を締結しておくことが望ましい。
- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者（感染症の患者等）に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具 支援記録等のバックアップデータ

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとする。

8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎月に利用者・従業員を対象に避難訓練を実施する。
- 毎年9月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましい。
- 研修や訓練には、市町村から地域住民に配布されている洪水ハザードマップ等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できる。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施すること。)
- 情報収集訓練については、市町村が情報伝達訓練を実施している場合には、これと併せて実施することが有効である。